

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の概要（道路事業）

制度概要

地方公共団体において道路の適正な管理を推進するため、補助事業や社会資本整備総合交付金事業と一体として実施される地方単独事業（長寿命化事業）について、地方財政措置を講じるもの

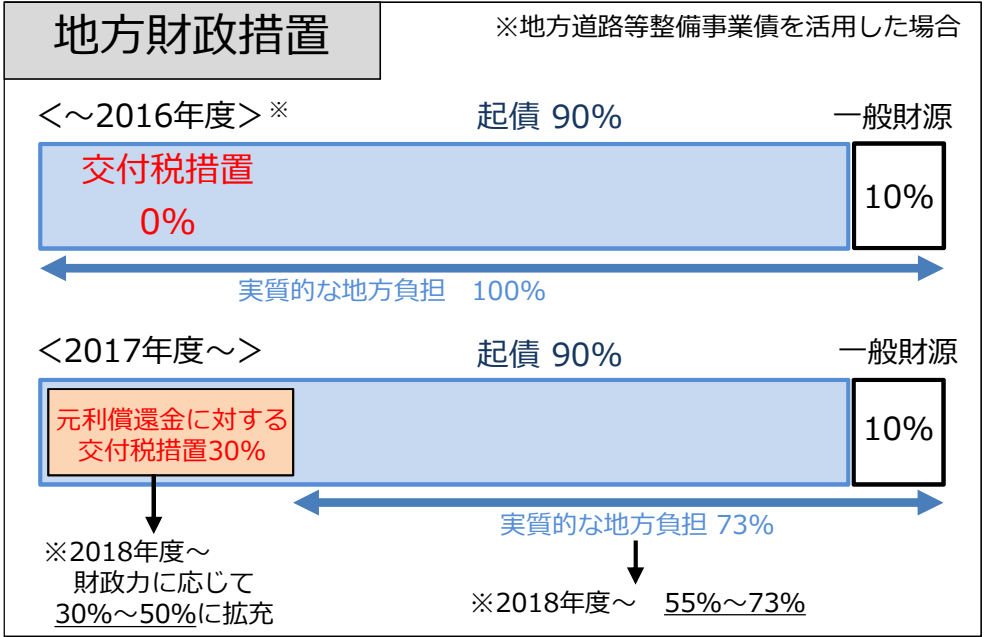
対象事業

- ・ 舗装の表層に係る補修（例：切削、オーバーレイ、路上再生等） ※簡易アスファルト舗装（全層）を含む
- ・ 小規模構造物の補修・更新
（例：道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁、カルバート（大型を除く）等）
- ・ 法面・斜面の小規模対策工（例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工等）
- ・ 橋梁の修繕 ※一定規模以下のもの

※下線部分が2019年度拡充



※期間は2017年度から2021年度までの5年間



公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業） スケジュール

H31年度 予定

2/7～3/1
予定調査
(事前)



4月初旬～
予定調査



5月中旬
予定額通知



事業実施
起債手続

追加調査については
別途調整

H30年度 実績

2/7～2/23
予定調査
(事前)



4/4～4/20
予定調査



5/20
予定額通知



事業実施
起債手続

8/7～8/31
予定調査
(追加)



10/31
予定額通知